

令和3年度 働き方改革推進方針「取組の柱」ごとの主な実績

(1) 業務負担軽減のためのICTの活用や業務などの見直し等

【研修会、会議等のオンライン実施】

- 教員研修のオンライン化（総合教育センター実施分）

年度	R元	R2	R3
小中学校対象	0	36 講座	62 講座
県立学校対象	0	19 講座	55 講座



- 行事・イベント、会議のオンライン化

年度	R元	R2	R3
県教委事務局開催分	0	29	99



(オンラインで実施した主な行事・イベント、会議)

- ・四国4県教育長・教育委員会議
- ・県立学校校長研究協議会、県立学校教頭研究協議会
- ・えひめスーパー・ハイスクールコンソーシアム
(高校生による先進的な教育活動の発表やパネルディスカッション等)
- ・高校生英語ディベートコンテスト
- ・特別支援教育専門性向上検討会議
- ・県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイ」など

【教員のICTスキル向上のための支援】

- 1人1台端末を活用した事例動画や小テストのサンプル問題を掲載した、ICT活用応援サイトを開設
- 総合教育センターのホームページを通じて、ICTの活用に関する資料や研究成果資料など、各学校での指導や校内研修に生かすことができる資料を提供

【ICTを活用した校務支援】

- R元年度から、全ての県立学校で統合型校務支援システムが稼働し、ICT活用による事務処理(成績処理、指導要録作成等)が効率化
- コンピュータ上でテスト等の実施・採点・分析を行う「えひめICT学習支援システム」を本県独自に開発し、R4.1月から小中学校で試験運用
- 令和3年度から全県立学校で導入された1人1台端末を用いて、アプリを活用し、生徒・保護者への連絡や各種アンケートの集計等に係る時間を大幅に短縮

【研究指定の精選】

- 幼小中学校 5年間で51校の減 ※R2年度はコロナの影響により大幅に減少

年度	H28	R元	R2	R3
研究指定校	97校	69校	40校	53校
学校訪問	17校	13校	10校	10校
計	114校	82校	50校	63校

- 県立学校 5年間で6校の減

年度	H28	R元	R2	R3
研究指定校	5校	5校	5校	5校
学校訪問	14校	11校	8校	8校
計	19校	16校	13校	13校

【学校事務の在り方の見直し】

- デジタル技術の活用等により、学校全体での効率的な事務処理の見直し等を検討するため、県立学校事務職員もメンバーに加えたワーキングチーム(WT)を立ち上げ、具体的検討を開始

(2) 専門スタッフの活用等によるチーム学校の推進

【人的配置】

- 小中学校にスクールカウンセラー、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーを180人、県立学校にスクールライフアドバイザーを23人配置し、生徒指導を支援
- 県立学校にICT教育支援員を10人配置し、環境整備や授業サポート等により、教員のICT関係業務の負担を軽減

●スクール・サポート・スタッフの配置（H 30～）

年度	H 30	R 元	R 2	R 3
小中学校	20 人	54 人	72 人	79 人
県立学校	6 人	10 人	13 人	13 人



【学校におけるトラブル対応支援】

●トラブルサポートチームの派遣を実施

年度	H 30	R 元	R 2	R 3
派遣件数	7 件	4 件	1 件	5 件



●H 30 年度からスクールロイヤー（弁護士 1 名）を整備

年度	H 30	R 元	R 2	R 3
相談件数	17 件	18 件	8 件	12 件



●S N S 相談の積極的な活用に向けた取組（利用を促すプッシュ通知、S N S 相談を身近に感じるチラシ・しおりの配布、進路や受験への不安が高まる 11 月～1 月相談の毎日実施等）により、生徒の不安や悩みの初期段階での解決を図った

(3) 部活動の負担軽減

【休日の部活動の地域移行】

- 松山市の拠点校 2 校において、休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実践研究を実施（R 3～）
- 県主催の部活動指導者研修会において、国の部活動改革の流れ、全国及び松山市の実践事例等について説明し、広く情報を共有

【部活動に関する方針策定及び部活動指導員の配置】

- 国のガイドラインに基づく県の方針を策定（H 30）の上、全ての県立高校で、毎年度活動方針を策定
- 部活動指導員の配置（高校は県独自で配置）（H 29：モデル実施、H 30～）

年度	H 30	R 元	R 2	R 3
市町立中学校	29 人	33 人	43 人	45 人
県立学校	5 人	9 人	11 人	11 人
備考	運動部			運動部+文化部



(4) 勤務時間の適正化と教員の意識改革

【教職員の意識改革】

- 勤務状況管理システムによる県立学校教職員の勤務時間の把握、意識改革に向けた活用
- 各県立学校で実践している有効な取組事例の情報を収集し（R 元）、作成した事例集を共有（R 2～）
- 学校閉庁日の実施（H 30～：全市町、R 元～：全県立学校）
- 各校で重点的に取組を推進するため、毎年 11 月を「学校における働き方改革推進月間」に設定（R 元～）
- 推進月間に、県立学校教職員を対象とした意識調査を実施（愛媛大学教職大学院と連携）（R 元～）
同様に、全市町の小中学校教職員も対象に実施（R 2～）
- 全県立学校教頭を対象に、本県の働き方改革の現状を踏まえた講義及び協議をオンラインで実施
- 「県立学校における学校評価自己評価表」に「業務改善や教職員の働き方」に関する項目を設定（R 2～）

【メンタルヘルスケア】

- 全県立学校教職員を対象にストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応
- 若手教職員を対象とした予防型巡回メンタルヘルス支援相談の実施
- 産業保健スタッフによる巡回相談の実施

【テレワークの推進】

- 県立学校の全教職員約 3,700 人に導入（R 元.7 月～）
- クラウドサービスの利用を可能にするほか、手続きの簡素化など、運用の改善（R 2.12 月）
- テレワークチャレンジ期間（R 2 冬期、R 3 夏期・冬期）を設定し、利用を促進

(5) 市町教育委員会・学校との連携

【意見交換・情報共有】

- 全市町が一堂に会し、意見交換を行う会を開催し、取組の横展開を図った（R 4.2 月）

(6) 保護者・地域との連携

【保護者・地域の理解、協力】

- P T A への働きかけ（チラシ配布、説明）
- H P 等による積極的な情報発信（教育広報えひめ「働き方改革通信」等）
- 「県立学校における学校評価自己評価表」に「業務改善や教職員の働き方」に関する項目を設定（R 2～）
結果を各学校 H P で公表

<全体にかかる取組>

1 愛媛県学校における働き方改革推進本部の設置（R元～）

- 本県の学校における働き方改革について実効性のある取組を推進するため、本部長（副教育長）、副本部長（指導部長）、本部員（教育委員会事務局関係課室長）を構成員とした組織を立ち上げ、会議を開催（R元：4回、R2：2回、R3：1回）
- 本部会議における協議をもとに、関係課等、各学校において取組を実行
成果は前述のとおり



2 学校における働き方改革推進ワーキンググループの設置（毎年）

- 教職員の業務改善を推進するため、平成29年度から、教育委員会事務局内に関係職員によるワーキンググループを設置。令和元年度からは推進本部の下部組織として、具体的な取組について検討・協議、学校現場からの聞き取り等を行っている

3 「愛媛県教育職員の勤務時間の上限に関する方針」、「愛媛県学校における働き方改革推進方針」の策定（R元.11月）

- 県立学校の教育職員の時間外勤務の上限を「原則月45時間、年360時間」とする方針を策定
- また、上限方針の達成に向けた基本的な取組の方向性を定める推進方針を同時に策定。数値目標を「時間外勤務時間、月80時間を超える教師の割合を「0」にする」としているが、働き方改革の取組が勤務時間の削減のみにとらわれることのないよう、教職員の「学び」「やりがい」などに着目した成果指標を掲げている